

第106号議案

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立東部情報化センター及び」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

1 施設使用料

(1) 創業準備室等及び指定駐車場

種 別	単 位	使用料の額
創業準備室	1平方メートルにつき毎月	500円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、1,000円）
創業支援室	1平方メートルにつき毎月	500円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、1,000円）
研究開発室	1平方メートルにつき毎月	2,000円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、2,500円）
プロジェクト研究員室	1平方メートルにつき毎月	500円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、

		1,000円)
指定駐車場	1区画につき毎月	1,000円

(2) 編集室等

種 別	使用料の額（1時間につき）
デジタルハイビジョン映像編集室	1,410円
デジタル音声編集室	1,180円
コンピュータグラフィックス制作室（貸切りの場合）	780円
コンピュータグラフィックス制作室（貸切りでない場合（1区画につき））	190円
ノンリニア編集室	330円
DVD編集室	310円
ミーティング室	330円
ハイビジョン静止画制作室	690円

(3) 会議室

種 別	使用料の額（1時間につき）
大会議室	2,020円
中会議室	1,170円
小会議室	740円
特別会議室	980円
南館会議室	500円

備考

- 1 創業準備室等の1月の使用料は、単位当たりの使用料の額に各室の面積（創業準備室にあっては占有面積）を乗じて得た額とする。この場合

において100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 創業準備室等の使用を開始した場合又は終了した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割り計算による。この場合において100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 指定駐車場とは、駐車場のうち創業準備室等を使用する者に使用させるために知事が指定する区画をいう。

4 指定駐車場の使用を開始した場合又は終了した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、1月分の額とする。

5 編集室等又は会議室を使用する場合、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときはその端数時間は1時間として計算する。

6 会議室を使用する場合、冷暖房期間（1月1日から3月31日まで、6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額の3割相当額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

2 設備使用料

種 別	単 位	使用料の額
創業準備室等及び先端 技術開発室の附属設備	知事が定める単位	知事が定める額
映像音響編集用機器	1時間につき	8,980円以内で知事が 定める額
その他設備器具	知事が定める単位	知事が定める額

備考 映像音響編集用機器を使用する場合、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満

の端数があるときはその端数時間は1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。